

治験関連手続き文書への押印省略等に関する手順書

横浜市立みなと赤十字病院治験標準業務手順書【補遺】

横浜市立みなと赤十字病院治験審査委員会標準業務手順書【補遺】

横浜市立みなと赤十字病院 病院長

第1条 目的

本手順書は、「新たな「治験の依頼等に係る統一書式」について（医政研発 0307 第1号、薬食審査発 0307 第2号/平成 24 年 3 月 7 日）」に従い、治験関連手続き文書への押印を省略する際、及び電磁的記録として取り扱う際の手順を定める。

第2条 条件

押印省略は治験依頼者との合意を前提とする。

第3条 適応範囲

省略可能な押印は、第1条の通知で規定された書類における「治験審査委員会委員長」、「実施医療機関の長」、「治験責任医師」の印章とする。

なお、適応範囲は、必要に応じて、治験依頼者と協議の上、決定することとする。

第4条 責任と役割

治験審査委員会委員長、実施医療機関の長並びに治験責任医師は、各々の責務で作成すべき書類の作成責任を負う。なお、「治験標準業務手順書（治験審査委員会標準業務手順書含む）」又は「治験分担医師・治験協力者リスト」にて、書類の作成及び授受等の事務的作業の支援を規定している場合は、規定の範囲において当該担当者に業務を代行させることができるが、最終責任は各書類の作成責任者が負うこととする。

第5条 記録の作成

第4条に従い作成責任者以外が事務的作業を代行する際は、作成責任者への確認依頼日や承認日又は指示事項等を残すなど、作成責任者の指示であることが検証可能なような措置を講じる。なお、メールにて指示された場合、当該メールを保存することで記録に充てることができる。また、作成責任者の指示により治験依頼者に書類を提出する場合、宛先に作成責任者を含め当該メールを保存することで記録に充てることができる。

第6条 記録の作成が不要な場合

作成責任者が直接手書きした書類及び押印、署名等で作成者が検証可能な場合、第5条の対応は不要とする。

第7条 書類の作成日

各種書類の確認と最終承認は当該書類の作成責任者とし、当該責任者が最終承認した日を書類の作成日とする。なお、病院長、責任医師および治験審査委員会委員長の責任の下で作成する書式については、日付を手書きで記載する。

第8条 治験依頼者との電磁媒体での授受について

作成責任者は承認もしくは確認を行った以降、受信側での改変ができないよう予防措置（書き込みパスワードの設定、改変困難な画像形式のファイルへの変換等）を講じる又は作成責任者監督の下、当該業務支援を許可した者に予防措置を実施させる。送付は改変予防措置実施以降とし、作成責任者以外（当該業務支援を許可した者）でも可とする。当該ファイルを送信する際には、ファイルの取り違い、送信先に間違い等がないことを確認のうえ送信する。

第9条 電磁媒体での記録保存について

電磁媒体で記録を保存する場合、必要な期間中、見読性、保存性が担保される形式として、PDF形式で保存するとともに、定期的なバックアップを実施する。必要な期間にわたって電磁的記録での保存が困難な場合は、印刷のうえ保存する。

(各書類の責任権限)

< 治験審査委員会委員長が受領又は作成する書類 >

該当書類：書式 4、5

担当者	役割
治験審査委員会委員長	・治験審査委員会委員長が作成する書類に関し、指示を決定する。
業務支援者	・治験審査依頼書を受領し保管する。 ・治験審査委員会委員長の指示に基づき、治験審査委員会の審査結果、議事録等を確認のうえ、「治験審査結果通知書」を作成する。 ・治験審査委員会委員長の指示に基づき、「治験審査結果通知書」を交付する。 ・指示の記録を残す。

< 病院長が受領又は作成する書類 >

該当書類：書式 2、3、4、5、6、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、参考書式 1

担当者	役割
病院長	・実施医療機関の長が作成する書類に関し、指示を決定する。
業務支援者	・治験依頼者、責任医師又は治験審査委員会委員長から提出された書類を受領し保管する。 ・医療機関の長の指示に基づき、対応する書類を作成する。 ・指示の記録を残す ・医療機関の長の指示に基づき、該当する書類を送付する。

< 治験責任医師が受領又は作成する書類 >

該当書類：書式 1、2、5、6、8、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、
20、参考書式 1

担当者	役割
治験責任医師	・ 治験責任医師が作成する書類に関し、指示を決定する。
業務支援者	・ 治験依頼者、医療機関の長から提出された書類を受領し保管する。 ・ 治験責任医師の指示に基づき、対応する書類を作成する。 ・ 指示の記録を残す ・ 責任医師の指示に基づき、該当する書類を送付する。 ・ 書式 8、12、13、14、15、19、20 に関し、治験依頼者との交信記録を保管する。

以上

附則

本補遺は、2020年6月1日より施行するものとし、承認日以降に依頼を受けた治験に適用する。ただし、実施中の治験についても本補遺を準用するものとする。